

法人市民税の更正の請求書

受付印

年 月 日 (宛先) 東 大 阪 市 長	法人番号	管 理 番 号
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	法人税の更正の通知を受けた日	年 月 日
電話 (- -)	期末現在の資本金の額	兆 十億 百万 千 円
(フリガナ) 法人名	又は出資金の額	
(フリガナ) 代表者氏名	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

第十号の四様式

地方税法 第20条の9の3第 項 の規定に基づき 年 月 日から 年 月 日まで
第321条の8の2

の事業年度分又は連結事業年度分について下記のとおり更正の請求をします。

摘 要		更正の請求前(ア)				更正の請求後(イ)				差 引(ア)-(イ)	
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	百万	千
課税標準	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①								/	
	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②									
	還付法人税額等の控除額	③									
	退職年金等積立金に係る法人税額	④									
	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④	⑤			000				000		
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (⑤ × ⑬ / ⑭)	⑥			000				000		
法人税割	法人税割額 (⑤または⑥ × 100 / 100)	⑦									
	市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑧									
	税額控除超過額相当額の加算額	⑨									
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩									
	外国の法人税等の額の控除額	⑪									
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫									
	差引法人税割額 (⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫)	⑬			00				00		00
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭									
均等割	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑮									
	均等割額 円 × ⑮ / 12	⑯			00				00		00
合計法人市民税額 (⑬-⑭+⑯)		⑰			00				00		00

全従業員数 ⑱ 人 左のうち東大阪市の従業員数 ⑲ 人 東大阪市の均等割の税率適用区分に用いる従業員数 ⑳ 人

更正の請求をする理由 (この請求をするに至った事情、その他参考となるべき事項)

還付を受けようとする金融機関名		<input type="checkbox"/> 座 名 義 <input type="checkbox"/> 座 番 号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	関与税理士 署名	電話 - -	

【注】1. 地方税法第321条の8の2 (更正の請求の特例)の規定に基づき更正の請求をする場合は、法人税の更正決定通知書の写を添付してください。
2. その他の更正の請求をする場合は、課税標準額等又は税額等が過大であった事実を証する書類の写を添付してください。